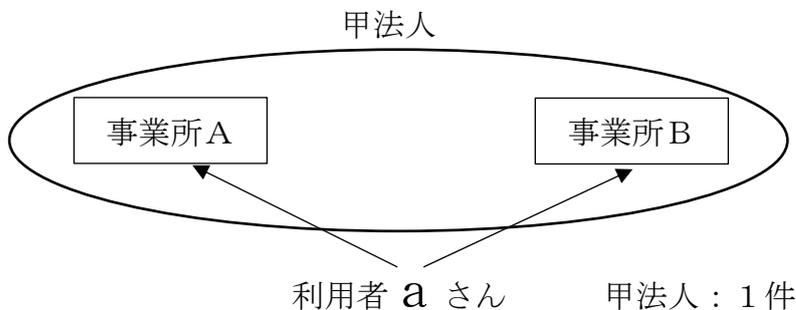


注意事項

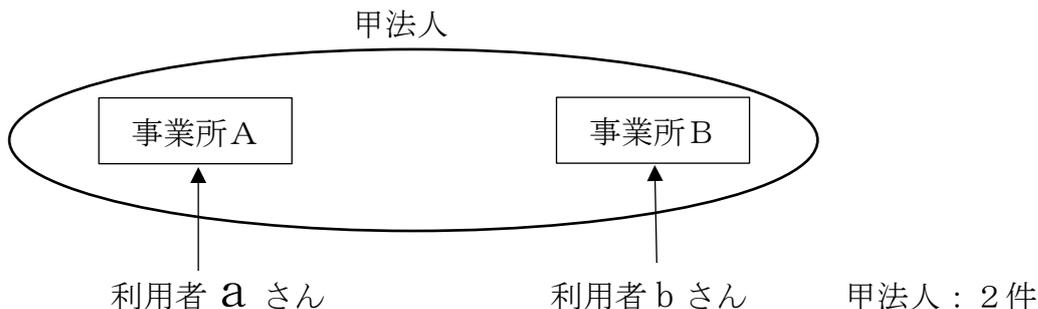
1 記入に当たっての注意

- ① 介護予防サービスは含めないでください。
- ② 「判定期間における居宅サービス計画の総数」は、各月の利用者の人数（給付管理の件数）としてください。
- ③ 「当該サービスを位置づけた計画数」は、各月の利用者のうち当該サービスを利用している人数としてください。
- ④ 月遅れ請求分については、請求月だけではなく、実際にサービス提供した月に件数を足してください。
- ⑤ 「当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数」は、各サービスを利用している人のうち、紹介率最高法人の事業所でサービスを利用している人数としてください。
- ⑥ 「紹介率最高法人の件数」は法人単位で集計してください（事業所単位ではない）。
- ⑦ 利用者が複数の居宅サービス事業所を利用している場合などの件数の数え方は以下のとおりです（他の介護サービスも同様）。

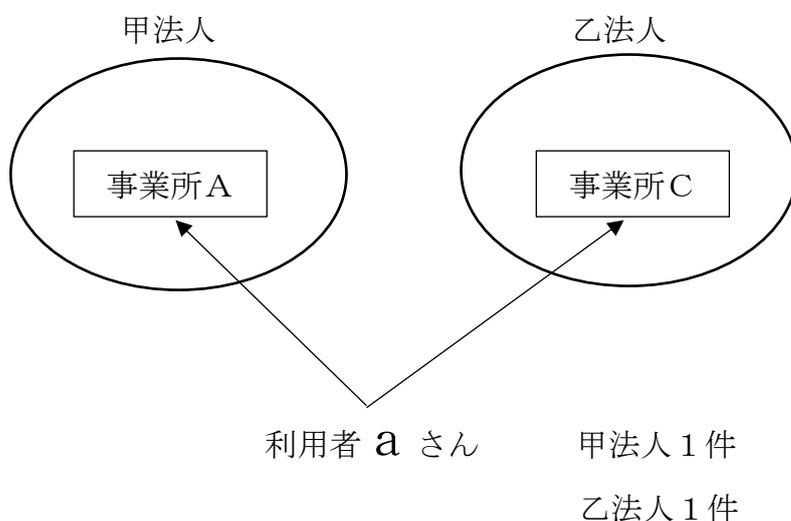
例1 二つの訪問介護事業所を運営している甲法人の、事業所A及び事業所Bに利用者1名を計画している場合、訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数は1件となる。



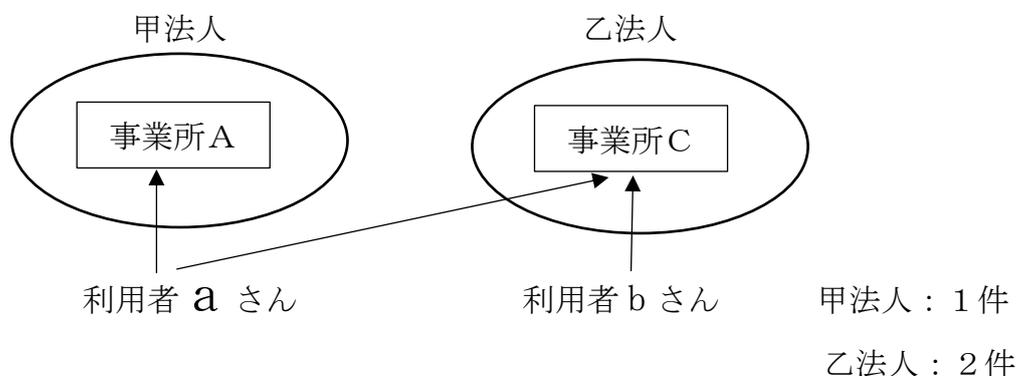
例2 訪問介護事業所を運営している甲法人の、事業所A及び事業所Bにそれぞれ利用者を1名ずつ計画している場合、利用者が2名なので訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画は2件となる。



例3 別法人が運営する二つの訪問介護事業所に利用者1名を計画している場合、訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数は1件となる。



例4 利用者1名が甲法人の運営する事業所A、及び乙法人の運営する事業所Cに計画され、別の利用者1名が事業所Cに計画されている場合、乙法人が紹介率最高法人となり、訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数は2件となる。



⑧「居宅サービス計画の総数」 \geq 「各サービスを位置づけた計画数」 \geq 「紹介率最高法人の居宅サービス計画数」となっているか必ず確認してください。

2 通所介護等について

通所介護及び地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という。）については、

- ・それぞれ個別に計算する方法
- ・双方を合算して計算する方法

のいずれかで計算してください。ただし、双方を合算する場合には、算定表の「サービス名称」の欄に「通所介護等」と記載してください。

3 算定表について

- ・「サービスの名称」については、正式名称で記載してください。
- ・「判断基準」4（2）に該当するなど、割合について再計算が必要な場合は、表の余白部分に「再計算書あり」と記載したうえで、集計表及び再計算書等を添付してください。

4 休止等事業所について

判定期間内に休止又は廃止した事業所については、基本的に判定対象とはなりません。が、判定期間内に休止した後、同期間内に再開した事業所については、判定の対象となります。